■◇■◇■◇■◇────────────────────────────────────····

【開催案内】PCB に汚染された電気機器等の調査方法及び適正処理に関する説明会

（主催：経済産業省/環境省）

····────────────────────────────────────■◇■◇■◇■◇

〇PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、昭和 40 年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。その後、毒性が明らかになり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質であることから、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）に基づき、定められた期限までに適正に処理することとされています。

〇製造後３０年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCB により汚染されている可能性があります。

〇これらの機器のうち、PCB 濃度が 0.5mg/kg を超え 5000mg/kg 以下のものを廃棄する場合は、低濃度 PCB 廃棄物として令和９年３月３１日までに処分しなければなりません。

（ご参考）低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト　http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/

低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

記

開催日時：**令和４年７月２９日（金）１０時～１１時３０分**

開催方法：ZOOM ビデオウェビナー

※視聴用 URL、視聴方法等は説明会開催の**２日前**に、申し込み時にご登録いただいたメールアドレスへお送りします。前日までに連絡がない場合には、問い合わせ先までご連絡ください。

申込方法：以下のリンクよりお申し込みください。申し込みの締め切りは**７月２６日（火）１７時まで**です。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kankyokanrisuishin/pcb2022072910

対 象 者：国土交通省の所管団体の会員企業、関係事業者　等

開催内容：早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き等の説明

（ご参考）手引き　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331008/20220331008-1.pdf

事前質問：現時点で PCB の調査方法や適正処理についてご不明な点等ございましたら、申し込みフォームにて事前質問を受け付けておりますのでご活用ください。いただいた質問については質疑応答等にて回答いたします。また、説明会の当日もご質問いただけます。

備　　考：説明会後にアンケートにご協力お願いします。

【お問い合わせ】

経済産業省環境管理推進室　担当：吉鶴（よしづる）・久保（くぼ）

環境省ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室　担当：伊藤（いとう）・上野（うえの）

e-mail：exl-orientation2022@meti.go.jp

以上